

6 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について

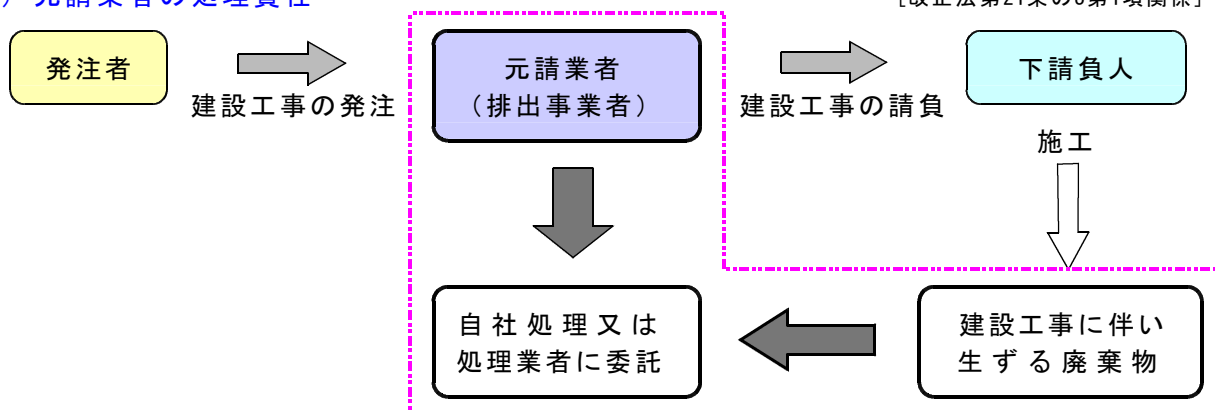
建設工事に伴い生ずる廃棄物は、建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（**元請業者**）が**排出事業者**となり、自らの責任において廃棄物処理法に従い、適正に処理しなければなりません。

元請業者から建設工事の全部又は一部を請け負った下請業者は、原則、その工事で生ずる廃棄物を排出事業者として処理したり、他人に委託することはできません。

- 建設工事とは、土木建築に関する工事で建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含まず。
- 下請業者は、廃棄物処理業の許可を有し、元請業者から適法な委託を受けた場合は、廃棄物の収集運搬や処分が可能となります。

[解説]

(1) 元請業者の処理責任



平成22年の法改正により、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有することとなりました。

建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければなりません。

下請負人は、環境省令で定める場合を除き、廃棄物処理業の許可がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできません。

(2) 下請負人による廃棄物の運搬に係る例外

[改正法第21条の3第3項関係]

① 次のいずれにも該当する場合において下請負人が自ら運搬を行う場合は、下請負人を排出事業者とみなし収集運搬業の許可は不要です。（廃棄物の処分は元請業者が自ら行うか、元請業者の委託を受けた者が行います。）

ア 廃棄物の運搬を行うことが書面による請負契約で定められていること。

イ 維持修繕工事（解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事）であって、その請負代金（発注者からの元請負代金）が500万円以下であること、又は引渡しされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下であること。

ウ 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。

エ 1回当たりの運搬量が1立方メートル以下であること。

オ 運搬途中で保管を行わないこと。

カ 元請業者が所有権又は使用権原を有する施設（積替保管場所を含む）に運搬されること。

※元請業者が使用権原を有する施設とは、元請業者が第三者（下請負人又は中間処理業者を含む）から貸借している場所のほか、元請業者と廃棄物処理の委託契約をした廃棄物処理業者の処理施設（積替保管場所を含む）も含まれます。

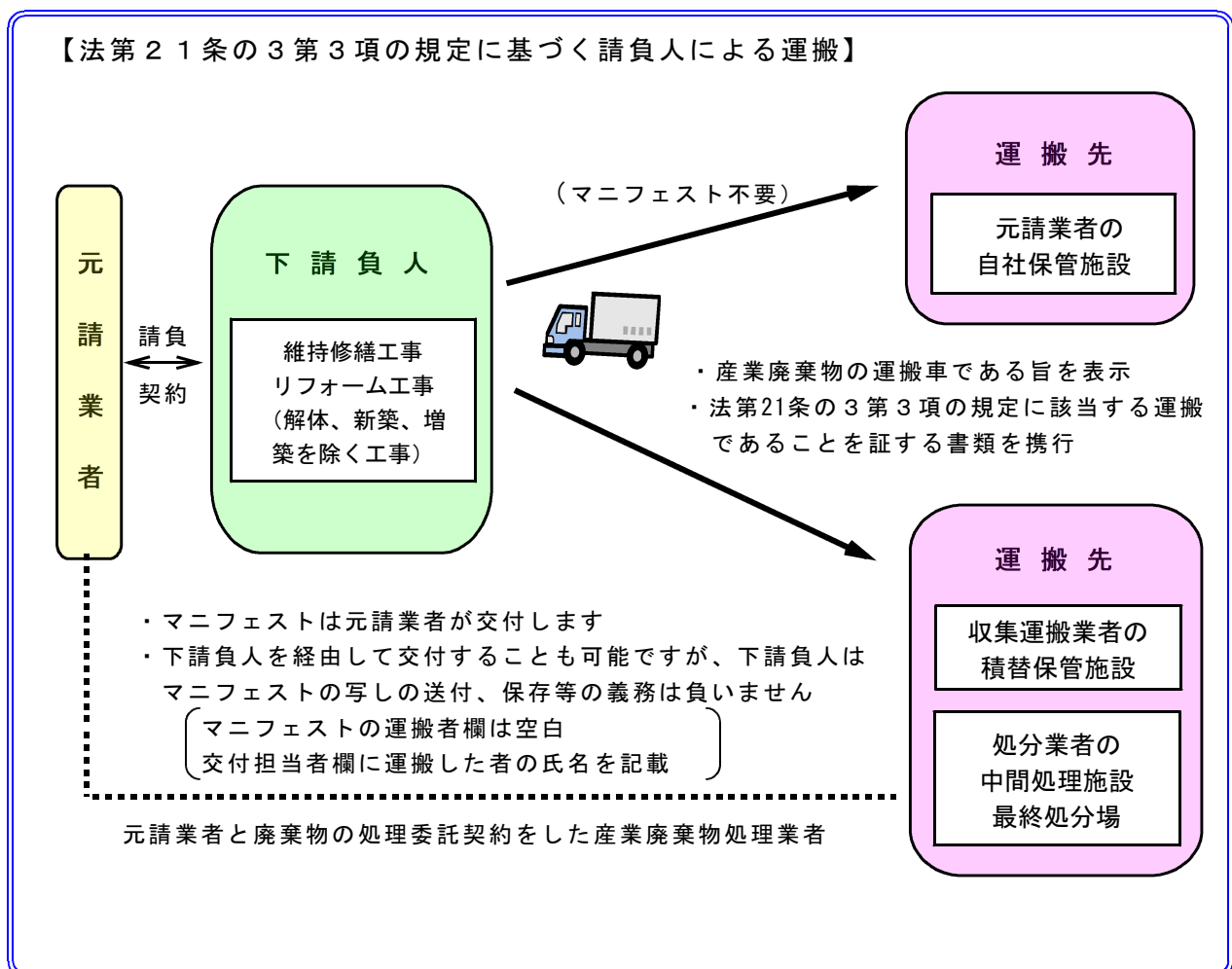
② 下請負人が①の規定により産業廃棄物の運搬を行う際には、産業廃棄物の運搬車である旨の表示を（P58資料3参照）するとともに、法第21条の3第3項の規定に該当する運搬であることを証する書類として次の書類を運搬車に携行しなければなりません。

ア 環境省令で定める廃棄物であることを証する書面（別記様式：資料4参照）

- ・元請業者及び下請負人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ・当該廃棄物を生じる事業場の所在地
- ・発注者の氏名又は名称及び住所
- ・運搬する廃棄物の種類及び1回当たりの運搬量
- ・運搬先の施設の所在地
- ・運搬先の施設について元請業者が所有権又は使用権原を有する旨の元請業者の誓約
- ・運搬を行う期間
- ・運搬を行う従業員の氏名
- ・運搬車の車両番号
- ・維持修繕工事である場合には、請負代金が500万円以下である旨の元請業者の誓約又は瑕疵補修工事である場合には、建築物等の引渡しが行われた年月日及び請負代金相当額が500万円以下である旨の元請業者の誓約

イ 請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面

- ・請負契約の基本契約書の写し（注文請書等により、別記様式の内容が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できる場合は、当該注文請書等）



(3) 下請負人による建設工事現場内での保管

[改正法第21条の3第2項関係]

下請負人が行う建設工事現場内での産業廃棄物の保管については、下請負人も排出事業者とみなして産業廃棄物保管基準が適用されます。なお、不適正な保管については、改善命令の対象となります。

(4) 建設工事現場外での保管

[改正法第12条第3項及び第12条の2第3項関係]

排出事業者（元請業者）は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）を建設工事現場外で自ら保管する場合は、あらかじめ知事（各振興局）又は政令市長に届け出なければなりません。

なお、建設工事現場以外の場所での保管行為は、運搬に伴う保管であり、積替えのための保管基準が適用されます。

- | | |
|---------|---|
| ① 届出対象 | : 保管の用に供する面積が300㎡以上である場所での保管 |
| ② 届出対象外 | : 収集運搬業の積替保管施設での保管
処分業の許可に係る事業の用に供される施設での保管
許可施設において行われる保管
PCB特別措置法に基づく届出を行ったPCB廃棄物の保管 |
| ③ 届出の変更 | : 事前に届出 |
| ④ 保管の廃止 | : 保管をやめた日から30日以内に届出 |

また、非常災害のために必要な応急措置として保管を行う場合は、保管をした日から14日以内に届け出なければなりません。

(5) 下請負人が行う廃棄物の処理の委託

[改正法第21条の3第4項関係]

元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例があった場合、下請負人は事業者でも廃棄物処理業者でもないことから、法に基づく規定が適用されず、下請負人により廃棄物が不適正に委託され、結果的に当該廃棄物の不適正処理につながるおそれがあります。

このような事態を防止するため、下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、当該下請負人を排出事業者とみなし、廃棄物の処理の委託に関する規定を適用することになりました。

なお、この規定は、例外的な事例においても法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置したものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではありません。

ただし、下請負人が廃棄物処理業者である場合において、元請業者から委託を受けた廃棄物の処理を他人に委託するときは、受託した産業廃棄物の処理の再委託であり元請業者には委託基準等が、下請負人には再委託基準等が適用されます。

(6) 発注者が排出事業者となる場合

建設工事の請負契約の中に、建設工事を伴わない業務が含まれている場合、当該業務から排出される産業廃棄物（道路維持管理業務で排出される道路清掃汚泥等）については、元請業者ではなく、発注者が排出事業者となるので注意が必要です。

委託基準や産業廃棄物管理票の交付義務等も排出事業者である発注者が遵守しなければなりません。